

亀岡市選挙管理委員会告示第44号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条の2第3項の規定により、
亀岡市条例制定請求者署名簿の縦覧の期間及び場所を次のように定める。

平成25年10月23日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 野崎 千恵子

- 縦覧の期間 平成25年10月25日から同月31日
午前8時30分から午後5時まで
- 縦覧の場所 亀岡市安町野々神8番地
亀岡市役所 選挙管理委員会事務局